

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 3 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

小田原市個人番号の利用に関する条例（平成27年小田原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項を同表の5の項とし、同表の3の項の次に次のように加える。

4 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項、障害者手帳関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。